

平成 20(2008)年 8 月 29 日

独立行政法人 都市再生機構

## UR 賃貸住宅の入居者募集に係る優遇措置について

— 子育て世帯や高齢者世帯等の方々が、よりご入居しやすくなります。—

都市再生機構では、UR 賃貸住宅の入居者の募集に当たって、子育て世帯や高齢者世帯等の方々を対象に、次のとおり優遇措置の拡充・新設を行います。

- ① 優遇対象世帯のうち、子育て世帯の対象を拡大
- ② 新規賃貸住宅募集（抽選）における倍率優遇の拡充
- ③ 一部既存賃貸住宅募集（先着順受付）における優先申込期間の新設

お問い合わせは下記へお願いします。

本社 住宅経営部 入居促進チーム  
（電話）045-650-0718  
本社 カスタマーコミュニケーション室 報道担当  
（電話）045-650-0887

——— 街に、ルネッサンス ———



UR 都市機構

## 賃貸住宅の募集に係る優遇措置について

少子・高齢社会の到来を受け、当機構では、社会構造の変化に対応しつつ、住宅政策上の課題に応えるため、新規賃貸住宅募集（抽選）における倍率優遇、収入・貯蓄要件等の緩和、高齢者向け優良賃貸住宅の供給などの取り組みを行ってきたところです。

今般、平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において、「高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者への適切な賃貸住宅の供給に重点化する。」とされたことを受け、子育て世帯、高齢者世帯等が更に入居しやすくなるよう、新規賃貸住宅及び既存賃貸住宅の募集において、次のとおり優遇措置の拡充・新設及び優遇対象世帯の要件緩和を図ることとしました。

### 記

#### 1 優遇対象世帯

##### (1) 子育て世帯

現に同居する満20歳未満の子（「子」には孫、甥、姪等の親族を含みます。）を扶養している世帯。

また、申込時に妊娠されている場合は、子と同居しているものとみなします。

従来、新規賃貸住宅の抽選において、母子（父子）世帯、小学生以下の子と同居する世帯、満20歳未満の3人以上の子と同居する世帯等を対象に優遇措置を講じてきたものを、上記の子育て世帯まで対象を拡大

##### (2) 高齢者世帯

満60歳以上の高齢者の方を含む世帯

##### (3) 障害者世帯

4級以上の身体障害または重度の知的障害等のある方を含む世帯

##### (4) 近居（支援）世帯

上記（1）から（3）までの優遇対象世帯を支援するため、同世帯の居住地と同一又は隣接する市区町村にある団地に申込む血族等からなる世帯

## 2 優遇措置の内容等

### (1) 新規賃貸住宅（抽選）

#### 倍率優遇拡充

新規賃貸住宅の抽選において、1の優遇対象世帯の当選率を一般の方の当選率に対し、20倍とします。

〔 従来は、優遇対象世帯の当選率を一般の方の当選率に対し10倍に優遇 〕

○実施時期：平成20年9月1日以降

#### ○9月の募集予定

- ・団地名：コンフォール上野台（2次）
- ・所在地：埼玉県ふじみ野市
- ・募集期間：平成20年9月13日～9月21日
- ・募集戸数：76戸

### (2) 既存賃貸住宅（先着順受付）

#### 優先申込期間新設

既存賃貸住宅の入居者募集において、周辺に子育て施設や高齢者施設が立地するなど良好な環境が整った一定の団地※について、1の優遇対象世帯を対象に優先申込期間を新設します。

○措置内容：毎月1日（但し年始は第1営業日）から7日間、優先申込受付

○実施時期：平成20年12月1日以降（予定）

※ 対象団地については、東雲キャナルコートCODANや多摩ニュータウン永山など約7万戸程度の住宅を選定中であり、これらの団地における募集中住戸を対象に優先受付を実施。

以 上

(参考) 優遇措置拡充のポイント

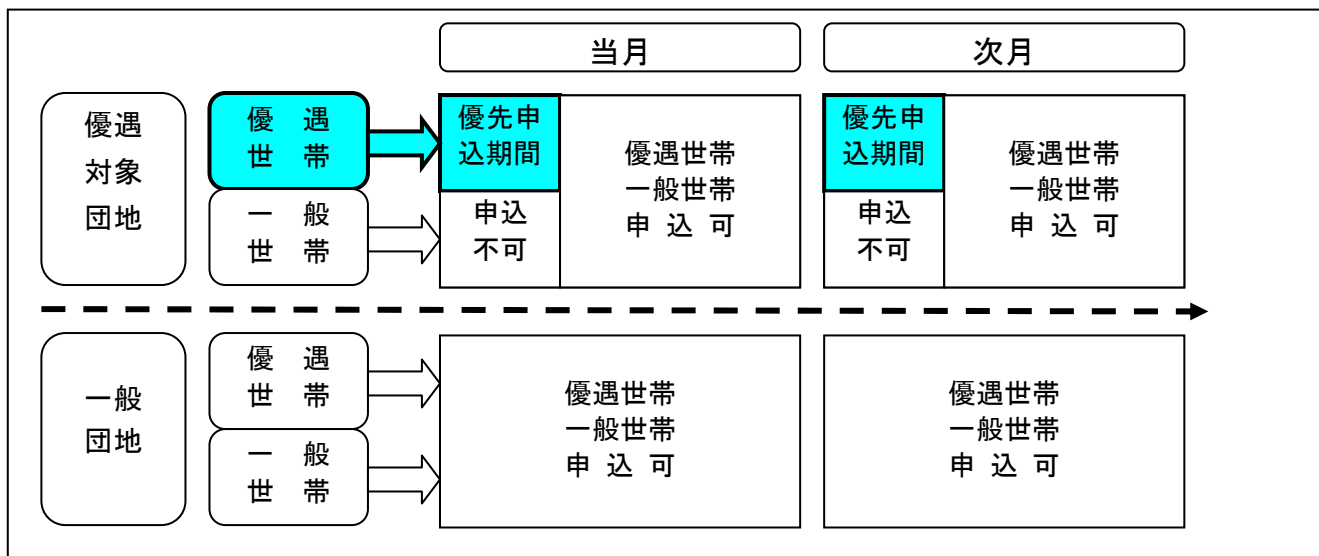
1 新規賃貸住宅募集における倍率優遇の拡充

太枠内を拡充

申込区分	当選率		要件等
	旧	新	
子育てA (旧)	10倍	[子育て] (新) 20倍	<p>現に同居する満20歳未満の子(「子」には、孫、甥、姪等の親族を含みます。)を扶養している世帯。また、申込時に妊娠されている場合は、子と同居しているものとみなします。</p> <p>○ 従来の子育てB世帯の「小学生以下」または「3人以上」の要件(下線部分)を廃止し、子育てA・Bを統合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てA世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 配偶者のいない母親(父親)とその被扶養者である満20歳未満の子を含む世帯。</li> <li>(ロ) 配偶者がおらず、かつ妊娠している方を含む世帯。</li> </ul> </li> <li>・子育てB世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) <u>小学生以下の子と現に同居していて、かつ扶養している方を含む世帯。</u></li> <li>(ロ) <u>満20歳未満の3人以上の子と現に同居していて、かつ扶養している方を含む世帯。</u></li> <li>(ハ) 妊娠している方を含む世帯。</li> </ul> </li> </ul>
子育てB (旧)	10倍		
高齢者	10倍	20倍	満60歳以上の方を含む世帯
障害者	10倍	20倍	<ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の障害のある方を含む世帯。</li> <li>(ロ) 療育手帳の交付を受けている重度の障害のある方で常時介護を要する方、または、児童相談所、知的障害者更正相談所、または精神科医等から重度の知的障害またはこれと同程度の精神の障害があると判定されている方で、常時介護を要する方を含む世帯。</li> <li>(ハ) 疾病により常時介護を要する方を含む世帯。</li> </ul>
近居	10倍	20倍	<p>上記優遇対象世帯(子育て、高齢者、障害者)を支援するため、同世帯の居住地と同一又は隣接する市区町村にある住宅に入居を希望する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援世帯 子育て世帯に含まれる方の直系血族に当たる方を含む世帯。</li> <li>・高齢者等支援世帯 <ul style="list-style-type: none"> <li>(イ) 高齢者または障害者の直系血族に当たる方を含む世帯。</li> <li>(ロ) 高齢者または障害者の扶養義務を現に負っている3親等内の親族に当たる方を含む世帯。</li> </ul> </li> </ul>
特	10倍	10倍	申込本人が、UR賃貸住宅の入居申込に過去10回以上落選し、かつその申込本人の名義の落選通知票を10枚以上お持ちの方
一般	1倍	1倍	上記の優遇区分に該当しない方

## 2 既存賃貸住宅の先着順受付募集における優先申込期間の新設

### 【概念図】



優先申込期間における受付は、優遇世帯を対象に先着順で行う。